

保険販売資格をもつ募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。

三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、三菱UFJ銀行の担当者である保険販売資格をもつ募集人の権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

三菱UFJ銀行からのご説明事項

- 「がん診断保険R」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「がん診断保険R」は東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「がん診断保険R」の引受保険会社である東京海上日動あんしん生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまにお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申し込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、お申し込みください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について
●クーリング・オフ ●健康状態・職業等の告知義務 ●保険会社の責任開始期 等

※「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページでご覧いただけます。

（お問い合わせ、ご照会は）

募集代理店

 **MUFG** 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3等を除く）

<https://www.bk.mufg.jp>

（ご契約後のご照会は）

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>
カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
（日曜・祝日・年末年始を除きます）

東京海上日動あんしん生命の

がん診断保険R

がん診断保険

（無解約返戻金型）健康還付特則 付加〔無配当〕



TOKIO MARINE
NICHIDO

2024年3月



あんしんセエメエ

重要事項説明書 兼 商品パンフレット

募集代理店

 **MUFG** 三菱UFJ銀行

ご契約前に必ずお読みください。

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ご注意くださいこと

「がん診断保険R」は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命

がん診断保険 R は、“新しいがん保険のカタチ”をご提案します。

がんと診断確定されたときの保障を終身にわたり確保します。

さらに…

健康還付給付金支払日 の前日までに
お払い込みいただいた**保険料^(※1)**を
「健康還付給付金」もしくは
「診断給付金」として
お受け取りいただけます!^(※2)

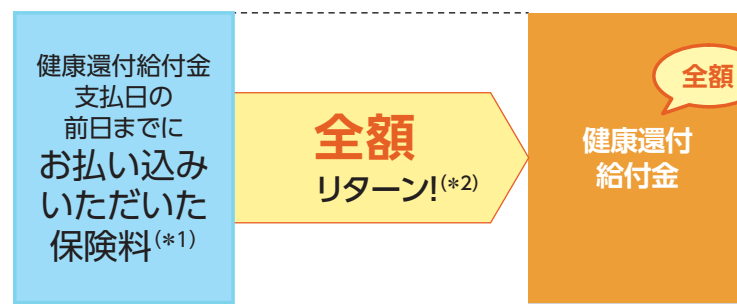
健康還付
給付金
支払日

ご契約年齢に応じ、下記年齢に到達する年単位の契約応当日

0歳～50歳の場合	▶ 70歳
51歳～55歳の場合	▶ 75歳
56歳～60歳の場合	▶ 80歳

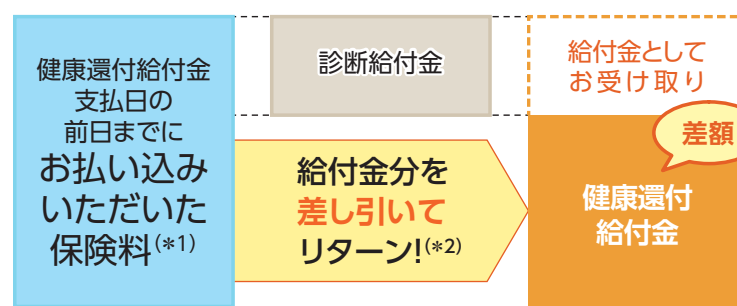
ただし上記記載の年齢に到達する年単位の契約応当日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日

診断給付金のお受け取りがない場合



つまり

診断給付金のお受け取りがあった場合



差し引いた額が0円以下となる場合、健康還付給付金はお受け取りいただけません。

お取り扱いについて

- ご契約年齢 : 0歳～60歳
- 保険期間 : 終身
- 保険料払込期間: 終身
- 保険料払込方法: 月払、年払
- 保険料払込経路:
口座振替、クレジットカード払込^(※3)
- 前納の取り扱い: あり
(特約を付加せず、主契約のみの場合)
ご契約年齢に応じ、下記年齢まで
0～50歳の場合→70歳まで
51～55歳の場合→75歳まで
56～60歳の場合→80歳まで
- 診断給付金額^(※4):
100万円～300万円
(50万円単位)
- (※3) 1回分の保険料が、月払、年払ともに、10万円以下のお取り扱いとなります。
- (※4) 悪性新生物初回診断特約と合算します。
- 募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。

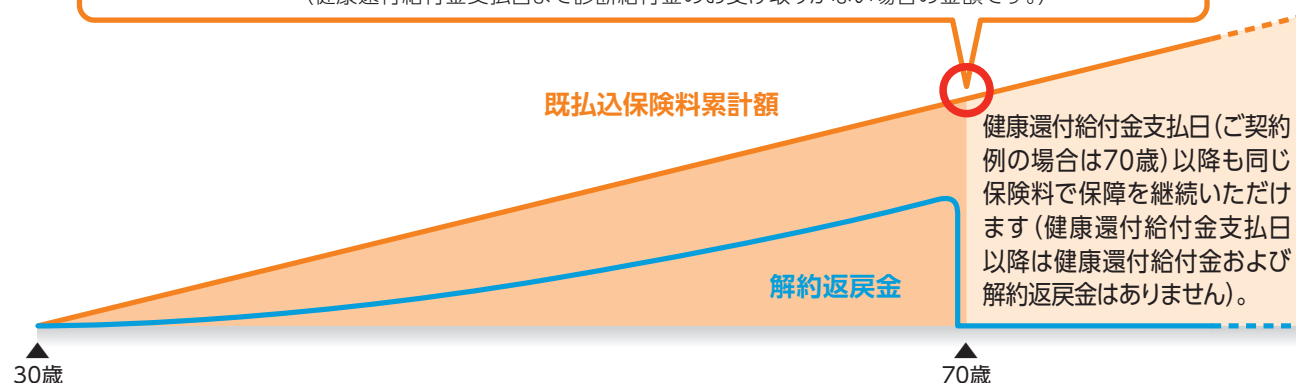
ご契約例

- ご契約年齢: 30歳(男性)
- 診断給付金額: 100万円
- 保険期間: 終身
- 健康還付給付金支払年齢: 70歳
- (2024年3月2日現在)
- 悪性新生物保険料払込免除特則: 付加なし
- 保険料払込期間: 終身
- 保険料払込方法: 月払(口座振替)
- 月払保険料: 3,760円

【保険料払込みの免除事由に該当していない場合】

健康還付給付金=既払込保険料相当額=約**180.4万円**

(健康還付給付金支払日まで診断給付金のお受け取りがない場合の金額です。)



(※1) 健康還付給付金支払日の前日までの既払込保険料相当額です(各種特約・悪性新生物保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します)。ただし、健康還付給付金支払日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

(※2) 被保険者が健康還付給付金支払日に生存している場合にお受け取りいただけます。健康還付給付金支払日までに死亡された場合は、解約返戻金

がんと診断確定された場合には、
上皮内新生物でも診断給付金をお支払い!^(※5)

ここが
ポイント



悪性新生物と診断確定された場合には、
診断給付金を何度でもお支払い!^(※5)

ここが
ポイント

(※5) 診断給付金は回数無制限となりますが、2年に1回を限度とします。ただし、上皮内新生物に対する診断給付金は、1回限りのお支払いとなります。

と同額の返戻金をお受け取りいただけます。



告知・診査の結果によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

解約返戻金については、**P.15** 契約概要「**7**解約返戻金について」をご覧ください。

診断給付金・健康還付給付金に加え、特則・特約を付加することで、さまざまな

「がん診断保険R」

治療にお役にたてる、

他にご契約がある場合等は、その保険金額（給付金額）と合算してご加入いただける限度額（通算限度額）の範囲内でお取り扱いをいたします。

保障内容の詳細については、

P.8 ▶ 契約概要「3 主契約の概要、給付金額等について」、

P.9 ▶ 契約概要「4 付加できる特約の概要、給付金額等について」をご覧ください。

主契約

特則

給付金などの種類

どんなとき

お支払内容等

診断給付金

初めてがん（悪性新生物・上皮内新生物）と診断確定されたとき、
および、がん（悪性新生物）が再発したときなど

支払回数無制限
2年に1回を限度

※上皮内新生物は1回限りです。

一時金

100万円～300万円

●50万円単位となります。
●悪性新生物初回診断特約と合算して、
左記範囲内となります（悪性新生物初回
診断特約を付加する場合は、主契約の診断
給付金を50万円とすることも可能です）。

保険料の払込み免除

以下の①または②に該当されたとき
①病気やケガにより、所定の高度障害状態になられたとき
②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内
に所定の身体障害の状態になられたとき

将来の保険料の払込み免除

健康還付特則
健康還付給付金

健康還付給付金支払日^(*)に生存されているとき

保険期間を通じて1回

右記の計算式で計算した結果が0円以下
となる場合は、お支払いしません。

既払込保険料相当額
（月払（口座振替扱）の保険料をもとに、
各種特約・悪性新生物保険料払込免除
特則を付加しないものとして計算します。）

お受け取りに
なられた
診断給付金の
合計額

■オプション（特則・特約）

主契約

特則

給付金などの種類

どんなとき

お支払内容等

悪性新生物保険料払込免除特則
（保険料の払込み免除）

初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき
※上皮内新生物は対象外です。

将来の保険料の払込み免除

がん入院特約
（入院給付金）

がん（悪性新生物・上皮内新生物）治療のため、所定の入院を
されたとき

支払日数無制限

日額

3千円～3万円

●1,000円単位となります。

がん通院特約
（通院給付金）

がん（悪性新生物・上皮内新生物）治療のため、がん治療特約の
お支払事由に該当した前後の所定の期間中に通院をされたとき

支払日数無制限

日額

3千円～2万円

●1,000円単位となります。
●がん通院特約を付加する場合は、
がん治療特約を付加する必要があります。

がん先進医療特約
（先進医療給付金）

がん（悪性新生物・上皮内新生物）治療のため、所定の先進医療
を受けられたとき

通算2,000万円まで

先進医療にかかわる技術料と同額

●医療機関に直接給付金をお支払い
するサービスがあります。詳しくは
P.25 ▶をご覧ください。

悪性新生物初回診断特約
（診断保険金）

初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき
※上皮内新生物は対象外です。

保険期間を通じて1回

一時金

50万円～250万円

●50万円単位となります。

がん治療特約
（手術・放射線治療給付金）

がん（悪性新生物・上皮内新生物）治療のため、所定の手術・
放射線治療を受けられたとき

支払月数無制限

月額
（お支払事由に該当した月ごと）

5万円～30万円

●1万円単位となります。
●同一の月に手術・放射線治療給付金
と抗がん剤治療・緩和療養給付金の
お支払事由に該当した場合は、手術・
放射線治療給付金のみをお支払いし、
抗がん剤治療・緩和療養給付金は
お支払いしません。
●この特約は、ご契約時のみ付加する
ことができます。

がん治療特約
（抗がん剤治療・緩和療養給付金）

がん（悪性新生物・上皮内新生物）治療のため、所定の抗がん剤
治療や緩和療養を受けられたとき

通算60ヵ月まで

診療にかかわる費用と同額

●医療機関に直接給付金をお支払い
するサービスがあります。詳しくは
P.25 ▶をご覧ください。

がん特定治療保障特約
（特定治療給付金）

がん（悪性新生物・上皮内新生物）治療のため、所定の患者申出
療養、評価療養（先進医療を除く）または対象病院で所定の自由
診療を受けられたとき

通算1億円まで



- 保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。ただし、悪性新生物保険料払込免除特則以外の保険料払込免除は、保険期間の始期からご契約上の保障を開始します。
- 責任開始期の前日までにがんと診断確定された場合（ご契約の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがんを除きます）は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となります。



- 保険期間・保険料払込期間は終身となります。ただし、がん先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は10年、がん特定治療保障特約の保険期間・保険料払込期間は5年となります。特約の更新については、P.16 ▶「8 特約の自動更新について」をご覧ください。

（*）被保険者が所定の年齢（ご契約年齢が0歳～50歳の場合70歳、51歳～55歳の場合75歳、56歳～60歳の場合80歳）に到達する年単位の契約
応当日とします。ただし、上記の日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当したときは、その該当した日とします。

がん診断保険Rの特長

保障内容

契約概要

注意喚起情報

その他の重要事項

がん診断保険Rの特長

保障内容

契約概要

注意喚起情報

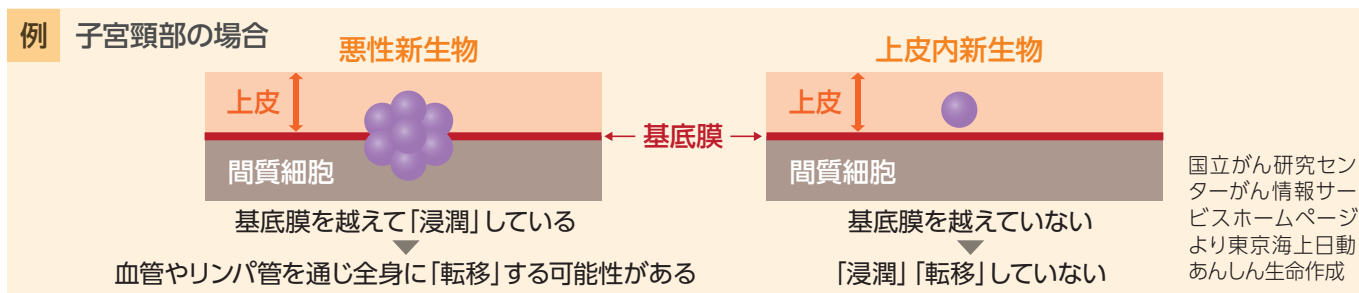
その他の重要事項

Q 悪性新生物と上皮内新生物の違いは？

A 悪性新生物とは… 無秩序に増殖しながら周囲にしみ出るように広がったり（浸潤）、身体のおちこちに飛び火（転移）し、次から次へと新しいがん組織をつくってしまう腫瘍をいいます。

上皮内新生物とは… 上皮内新生物は、「上皮内腫瘍」ともいいます。がん細胞が上皮細胞と間質細胞（組織）を境界している膜（基底膜）を破って浸潤していない状態です。浸潤していませんから、多くの場合、切除すれば治ります。

上皮内新生物の例 子宮頸部の上皮内がん・高度異形成、乳腺の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん など



Q がんにはどのような治療がありますか？

A がんの治療にはさまざまな方法がありますが、第一次選択となるのは「標準治療」です。「標準治療」は、科学的な根拠にもとづき、有効性や安全性について現時点で最良であるとされている治療です。この標準治療の柱となるのが、「がんの3大治療（手術・放射線治療・薬物療法（抗がん剤治療等）」です。「がんの3大治療」を組み合わせることで集学的治療を行います。また、緩和療養を織り交ぜながら治療を進めます。

がんの3大治療

がんのある箇所を切除

手術

放射線の照射により、がん細胞を破壊・死滅

放射線治療

薬物療法
(抗がん剤治療等)

薬剤によってがんの増殖を阻害したり、がんへの攻撃力を増強



緩和療養

がんに伴う身体と心の痛みを和らげるためのケア

Q がんの治療を受けるにはどのような診療がありますか？

A 各種診療の概要は以下のとおりです。

保険診療	公的医療保険制度の給付対象となる診療をいいます。
保険外併用療養	保険診療と自費診療の併用が認められる診療をいいます。一般の保険診療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）は公的医療保険制度の給付対象となりますが、患者申出療養、評価療養（先進医療等）などにかかわる部分は患者の全額自己負担となります。
患者申出療養	高度の医療技術を用いた療養で、患者の申し出にもとづき厚生労働大臣が定めるものをいいます。
評価療養（先進医療等）	高度の医療技術を用いた療養等で、公的医療保険制度の給付対象とするか否かの評価が必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいいます。 先進医療以外の評価療養には次のようなものがあります。 ・製造販売の承認後で保険収載前の医薬品を使用する診療（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で行われる場合等） ・保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療（承認事項の変更申請がなされている場合等） など
自由診療	公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいい、自由診療にかかる費用は患者の全額自己負担となります。

重要事項説明書

重要事項説明書には、
ご契約前に必ずご確認ください
大切なことがらを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。

重要事項説明書には、複数の特約を記載していますので、ご契約後には、ご加入いただいている特約を保険証券にてご確認ください。該当部分をご覧くださいませようをお願いいたします。

契約概要

P.7～P.16

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

がん診断保険R（がん診断保険（無解約返戻金型）健康還付特則 付加）

- 商品の特長・仕組み…………… P.7
- 主契約の保障内容…………… P.8
- 特約の保障内容…………… P.9～P.14
- その他ご確認ください事項…………… P.15～P.16

注意喚起情報

P.17～P.26

ご契約のお申し込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。

その他の重要事項

P.27～P.28

ご契約のお申し込みに際して、ご確認ください事項を記載しています。

上記のほか、以下についても記載しています。

Web約款（インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧）について……………P.28

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 引受保険会社の商号等について

商 号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
ホームページ <https://www.tmn-anshin.co.jp/>

東京海上日動あんしん生命カスタマーセンター

☎ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます)

商品の特長・しくみ

1 がん診断保険Rの特長としくみ

特 長

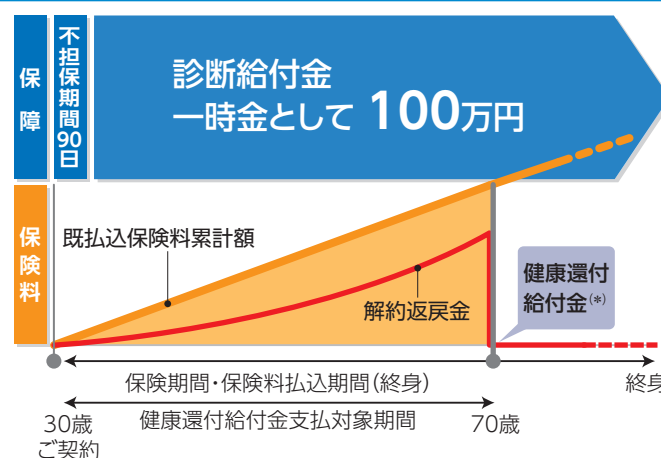
- **がんと診断された場合の保障を一生涯確保できます。**
- **健康還付給付金支払対象期間中の既払込保険料相当額が診断給付金のお支払合計金額を上回るときは、その差額を健康還付給付金としてお受け取りいただけます。**

ご契約例

診断給付金のお支払いや保険料払込みの免除がされていないとき

計算基準日：2024年3月2日

- ・ご契約年齢：30歳(男性)
- ・診断給付金額：100万円
- ・健康還付給付金の支払対象年齢：70歳
- ・悪性新生物保険料払込免除特則：付加
- ・月払保険料(口座振替)：4,210円



- **がんの保障は、保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。**
- **上皮内新生物に対する診断給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。**
- **健康還付給付金の支払対象年齢は、被保険者のご契約年齢に応じ、下記のとおりとなります。**
0歳～50歳の場合 → 70歳、51歳～55歳の場合 → 75歳、56歳～60歳の場合 → 80歳
- **健康還付給付金支払対象期間は次のとおりとします。**

① 健康還付給付金の支払対象年齢に到達した場合	契約日からその日を含めて健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日の前日まで
② 健康還付給付金の支払対象年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合	契約日からその日を含めて保険料払込みの免除事由に該当した日まで

2 給付金のお支払いについて

主契約・特約の責任開始期以後に、被保険者ががんと診断確定された場合等に給付金をお支払いします。被保険者が健康還付給付金支払日に生存されているときに、既払込保険料相当額(各種特約・悪性新生物保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します)から診断給付金の合計額を差し引いた金額を健康還付給付金としてお支払いします(差し引き後の金額が0円以下になるときは、健康還付給付金のお支払いはありません)。なお、この保険は死亡または高度障害の保障はありません(被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします)。

主契約の保障内容

3 主契約の概要、給付金額等について

悪性新生物保険料払込免除特則については、ご契約に付加されている場合のみ保険料の払込免除の対象となります。

給付金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
基本保障	診断給付金 以下の①または②に該当したとき ①悪性新生物と診断確定された場合で次のいずれかに該当したとき ・初めて悪性新生物と診断確定されたとき ・悪性新生物が認められない状態となった後、再発したと診断確定されたとき ・悪性新生物が他の臓器に転移したと診断確定されたとき ・悪性新生物が新たに生じたと診断確定されたとき ②初めて上皮内新生物と診断確定されたとき	診断給付金額 支払限度回数 2年に1回 ただし、上皮内新生物に対する診断給付金は保険期間を通じて1回	被保険者	・2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年経過後にお支払事由に該当した場合に限り、お支払いします。 ・保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。 ・責任開始期の前日までにごんと診断確定された場合(ご契約の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがんを除きます)は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となります。 ・がんの定義と診断確定について、次の点にご確認ください。 ■ この保険では、悪性新生物および上皮内新生物を合わせて「がん」といいます。 ■ 悪性新生物および上皮内新生物は、それぞれ普通保険約款の別表に定めるものとし、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、対象となりません。 ■ がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
	保険料払込みの免除 以下の①または②に該当したとき ①病気がケガにより、所定の高度障害状態となったとき ②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき	将来の保険料のお払込みを免除	—	・保険期間の始期からご契約上の保障を開始します。
健康還付特則	健康還付給付金 被保険者が健康還付給付金支払日 ^(*) に生存しているとき (^(*) ご契約年齢に応じ、下記年齢に到達する年単位の契約応当日 0歳～50歳の場合 → 70歳 51歳～55歳の場合 → 75歳 56歳～60歳の場合 → 80歳 ただし上記記載の年齢に到達する年単位の契約応当日の前日までには保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日	既払込保険料相当額 — 診断給付金の合計額 この計算式の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。支払限度回数 保険期間を通じて：1回	—	・既払込保険料相当額は、「月払・口座振替」の保険料×健康還付給付金支払対象期間の月数により計算します。なお月払・口座振替の保険料は、各種特約、悪性新生物保険料払込免除特則は付加しないものとして計算します。また健康還付給付金支払対象期間の月数に1ヵ月未満の端数がある場合は切り上げて計算します。健康還付給付金支払対象期間については、 P.7 契約概要 1 がん診断保険Rの特長としくみ」をご覧ください。 ・診断給付金の合計額は、健康還付給付金支払対象期間中にお支払事由が生じたことにより支払われる診断給付金の合計額(各種特約の給付金等は含みません)となります。 ・健康還付特則のみの解約はできません。
悪性新生物保険料払込免除特則(ご契約に付加した場合)	上記「基本保障」の「保険料払込みの免除」のほか、初めて悪性新生物 ^(*) と診断確定されたとき (^(*) 上皮内新生物は対象になりません。	将来の保険料のお払込みを免除	—	・保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。 ・責任開始期の前日までにごんと診断確定された場合(ご契約の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがんを除きます)は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となります。 ・がんの定義と診断確定について、次の点にご確認ください。 ■ この保険では、悪性新生物および上皮内新生物を合わせて「がん」といいます。 ■ 悪性新生物および上皮内新生物は、それぞれ普通保険約款の別表に定めるものとし、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、対象となりません。 ■ がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。 ・悪性新生物保険料払込免除特則のみの解約はできません。

特約の保障内容

4 付加できる特約の概要、給付金額について

〈付加できる特約の一覧〉

この保険に付加できる主な特約は次のとおりです。保障内容の詳細は、下記のページをご参照ください。

1	がん治療特約		P.10
2	がん入院特約		P.11
3	がん通院特約		P.11
4	悪性新生物初回診断特約		P.11
5	がん先進医療特約		P.12
6	がん特定治療保障特約		P.13
7	指定代理請求特約		P.14

〈その他の特約について〉

特約のお取り扱い、募集代理店によって異なり、三菱UFJ銀行では以下の特約はお取り扱いしておりません。

特約の種類	特約の概要
がん手術特約	がんにより手術を受けたときに手術給付金をお支払いします。
抗がん剤治療特約	がんにより入院または通院をし、所定の抗がん剤治療を受けたときに治療給付金をお支払いします。
がん保険契約等の乗換に関する特約	東京海上日動あんしん生命のがん保険契約等にご加入されている場合に、ご契約の保障を途切れさせることなく、ご契約を乗り換えるための特約です。

※「重要事項説明書」の他の箇所では、上記を除く特約について記載しています。

⚠️ ご注意 (特約の責任開始期および対象となるがんについて)

＜特約の責任開始期(特約上の保障を開始する時期)について＞

- 主契約の保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を特約の責任開始期とし、その日から特約の保障を開始します。
- 特約の責任開始期の前日までにかんがんと診断確定された場合(ご契約の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがんを除きます)は、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人がその事実を知っているといないとにかかわらず、特約は無効となります。

＜特約の対象となるがんの定義と診断確定について＞

- 特約ごとにお支払いの対象となるがんは下表のとおりです。

(○:お支払いの対象、×:お支払いの対象外)

特約	悪性新生物	上皮内新生物
1 がん治療特約、2 がん入院特約、3 がん通院特約、5 がん先進医療特約、6 がん特定治療保障特約	○	○
4 悪性新生物初回診断特約	○	×

- 悪性新生物および上皮内新生物は、それぞれ特約条項の別表に定めるものとします(※)。
(※)「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。
- がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

〈特約の概要〉

1 がん治療特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
手術・放射線治療給付金	がんの治療を直接の目的として、以下の①または②に該当する治療を受けたとき ①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている所定の手術 ②公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている所定の放射線治療	(お支払事由に該当した月ごとに) 給付金月額	被保険者
抗がん剤治療・緩和療養給付金	以下の①または②に該当したとき ①がんの治療を直接の目的として、公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤治療を受けたとき ②がんを直接の原因とするがん性疼痛の緩和を目的として、公的医療保険制度の対象となる所定の緩和療養を受けたとき	(お支払事由に該当した月ごとに) 給付金月額 支払限度月数 保険期間を通じて：60ヵ月	

- 対象となる手術、放射線治療、抗がん剤治療、緩和療養について、次のとおりとします。
 - ・ 所定の手術には、造血幹細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植または臍帯血移植)^(※1)を含みます。
(※1)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により輸血料の算定対象として列挙されているものに限りま。
 - ・ 所定の放射線治療には電磁波温熱療法を含みます。また、対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります(血液照射は対象になりません)。
 - ・ 所定の抗がん剤治療は、次に該当するものをいいます。また、所定の抗がん剤には、所定の内分泌療法薬(ホルモン剤)等を含みます。
 - ・ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院による抗がん剤治療
 - ・ 所定の緩和療養は、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ・ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の疼痛緩和薬^(※2)にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院による緩和療養
 - ・ 所定の疼痛緩和薬^(※2)が投与または処方され、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、次の費用が算定される緩和療養
 - ・ 緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算、有床診療所緩和ケア診療加算または外来緩和ケア管理料が算定される入院または通院による緩和療養
 - ・ 在宅患者診療・指導料(往診料を除きます)が算定される在宅医療による緩和療養
 - ・ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、所定の神経ブロックにかかる神経ブロック料が算定される入院または通院による緩和療養
(※2)がんによる疼痛の緩和を目的として使用された厚生労働大臣の承認を受けているオピオイド鎮痛薬をいいます。

- 手術・放射線治療給付金のお支払対象となる治療を同一の月に複数回受けたときでも、手術・放射線治療給付金は重複してお支払いしません。
- 抗がん剤治療・緩和療養給付金のお支払対象となる治療や療養を同一の月に複数回受けたときでも、抗がん剤治療・緩和療養給付金は重複してお支払いしません。
- 同一の月に手術・放射線治療給付金および抗がん剤治療・緩和療養給付金のお支払事由に該当した場合には、手術・放射線治療給付金のみをお支払いし、抗がん剤治療・緩和療養給付金はお支払いしません。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は **P.9** の「⚠️ ご注意」をご参照ください。

2 がん入院特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
入院給付金	がんの治療を直接の目的として所定の入院をしたとき	<u>入院給付金日額×入院日数</u>	被保険者

- 同一の日に2回以上入院した場合でも、入院給付金は重複してお支払いしません。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は **P.9** の「**⚠️ご注意**」をご参照ください。

3 がん通院特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
通院給付金	以下のすべてに該当したとき ①がん治療特約の給付金が支払われる治療または緩和療養を受けたこと ②上記①の給付金のお支払いの原因となったがんの治療を目的として、次のア. からイ. までの期間内に所定の通院 ^(*) をしたこと ア. 上記①の給付金の支払事由に該当した日の属する月の前々月の初日 イ. 上記①の給付金の支払事由に該当した日の属する月の1年後の応当月の末日	<u>通院給付金日額×通院日数</u>	被保険者

(*) 上記①の給付金のお支払いの原因となったがん性疼痛の緩和を目的とした緩和療養のための通院を含みます。

- 同一の日に2回以上通院した場合は、1回の通院とみなします。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により通院給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、通院給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は **P.9** の「**⚠️ご注意**」をご参照ください。

4 悪性新生物初回診断特約

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額	受取人
診断保険金	初めて悪性新生物と診断確定されたとき	<u>診断保険金額</u> 支払限度回数 保険期間を通じて：1回	被保険者

- 診断保険金をお支払いしたときは、この特約は消滅します。
- 特約の責任開始期および対象となる悪性新生物について、詳細は **P.9** の「**⚠️ご注意**」をご参照ください。

5 がん先進医療特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額
先進医療給付金	がんの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき	<u>先進医療にかかわる技術料と同額</u> 支払限度額 保険期間を通じて：2,000万円

- 先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取り消し等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。
また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により先進医療給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、先進医療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 先進医療給付金のお支払額が、保険期間を通じて2,000万円に達した場合は、この特約は消滅します。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は **P.9** の「**⚠️ご注意**」をご参照ください。

6 がん特定治療保障特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
特定治療給付金	がんの治療を直接の目的として、以下のいずれかの診療 ^(※1) が行われる入院または通院をしたとき ○公的医療保険制度における所定の患者申出療養 ^(※2) または所定の評価療養(先進医療を除きます)による診療 ○公的医療保険制度の給付対象とならない診療(自由診療といます。ただし、所定の病院において行われるものに限ります。)	診療にかかわる費用と同額 支払限度額 保険期間を通じて：1億円	被保険者

(※1) 診療とは、医師による診察・検査、薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療に該当する医療行為をいいます。
(※2) 療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取り消し等により患者申出療養でなくなっている場合を除きます。

■ 自由診療において対象となる所定の病院とは、診療を受けた時点で、厚生労働大臣による指定または承認を受けている次のいずれかの病院等をいいます。

- ・特定機能病院
 - ・都道府県がん診療連携拠点病院
 - ・地域がん診療連携拠点病院
 - ・特定領域がん診療連携拠点病院
- ・地域がん診療病院
 - ・がんゲノム医療中核拠点病院
 - ・がんゲノム医療拠点病院
 - ・がんゲノム医療連携病院
- ・小児がん中央機関
 - ・小児がん拠点病院

■ 給付金のお支払いの対象となる費用は、医学的に効果が認められたがんの治療を直接の目的とする診療の費用とし、診療を受けた病院等に支払うべき費用に限ります。ただし、次の費用は除きます。

- ・公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用(被保険者の一部負担金を含みます)
- ・選定療養にかかわる費用(差額ベッド代等をいいます)および先進医療にかかわる技術料
- ・遺伝子パネル検査にかかわる費用

■ 診療にかかわる費用のうち、医薬品に係る費用については、医薬品の使用方法に応じて、下表の金額を限度^(※3)とします。

	医薬品の使用方法	金額
①	医薬品の適応外使用による場合	厚生労働省告示に定める薬価基準に掲載された医薬品の薬価の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額
②	厚生労働大臣による製造販売の承認を受けていない医薬品を使用する場合 ^(※4)	次のア.またはイ.のいずれか大きい金額 ア. 医薬品の販売単価 ^(※5) の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額 イ. 500万円(一連の診療過程において使用される医薬品に係る費用を通算します)

(※3) 一連の診療過程において上表①および②に該当する医薬品をいずれも使用する場合は、上表①および②ア.の合計額または②イ.のいずれか大きい金額を限度とします。
(※4) 厚生労働大臣による製造販売の承認を受けているものの、厚生労働省告示に定める薬価基準に収載されていない医薬品を含みます。
(※5) 医薬品の販売価格は、約款の規定にしたがって薬価基準上の直近の外国平均価格を円換算することなどにより算出します。

■ 診療計画^(※6)において、遺伝子パネル検査、がんの手術後に行われる形成再建手術等が含まれるときは、その診療を受けなかったとしても特定治療給付金のお支払事由に該当する場合に限り、特定治療給付金をお支払いします。

(※6) 入院診療または外来診療に関する診療計画をいいます。

■ 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により特定治療給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、特定治療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。

■ 特定治療給付金のお支払額が、保険期間を通じて1億円に達した場合、この特約は消滅します。

■ 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は [P.9](#) の「 ご注意」をご参照ください。

7 指定代理請求特約

■ 被保険者である給付金等の受取人が、病気やケガにより給付金等を請求する意思表示ができない等の事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

■ 指定代理請求人は、給付金等の請求時において、次のいずれかに該当する必要があります。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族
- ・被保険者の3親等内の親族
- ・被保険者と同居し、または生計を一にしている方
- ・被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方

■ 指定代理請求人からのご請求に対して給付金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても給付金等をお支払いしません。

その他ご確認ください事項

5 お取り扱いについて

ご契約年齢	診断給付金額 ^(※1)	保険期間 ^(※2)	保険料払込期間 ^(※2)	健康還付給付金支払対象年齢	
0～60歳	100～300万円 (50万単位)	終身	終身	契約年齢	健康還付給付金支払対象年齢
				0～50歳	70歳
				51～55歳	75歳
				56～60歳	80歳

(※1) 悪性新生物初回診断特約と合算して上記範囲内となります。

悪性新生物初回診断特約を付加する場合のみ主契約の診断給付金額を50万円とすることも可能です。

(※2) がん先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は10年、がん特定治療保障特約の保険期間・保険料払込期間は5年となります。

- がん先進医療特約は、1契約限りのお申し込みとなります(「先進医療給付金」をお支払いする他の特約も含みます)。
- がん特定治療保障特約は、がん特定治療保障特約(引受基準緩和型)とあわせて1特約を限度としています。
- お申し込み時に医師の診査は不要です(告知のみでお申し込みいただけます)。
- 他にご契約がある場合等は、その保険金額(給付金額)と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内でお取り扱いをいたします。
- 特約の更新について、詳しくは **P.16** ▶「**8** 特約の自動更新について」をご覧ください。
- 募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。

6 保険料のお払込みについて

払込期間	終身(がん先進医療特約は10年、がん特定治療保障特約は5年)
払込方法	月払、年払
前納 ^(※) する場合の払込期間	ご契約年齢に応じ、下記年齢までの前納 0歳～50歳の場合 → 70歳まで、51歳～55歳の場合 → 75歳まで、56歳～60歳の場合 → 80歳まで
払込経路	口座振替扱、クレジットカード払扱

(※) 将来の保険料を所定の期間分まとめてお払い込みいただく払込制度で、割り引きがあります。ただし、特約を付加する場合は、お取り扱いできません。

- 契約日は、月払の場合は保険期間の始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は保険期間の始期と同日となります。月払で契約日特例をご選択いただいた場合、契約日は保険期間の始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店によって異なる場合があります。
- 健康還付給付金をお支払いした後も、終身にわたって保険料をお払い込みいただく必要があります(保険料の払込みが免除された場合を除きます)。

7 解約返戻金について

- 主契約の基本保障部分・付加される特約・悪性新生物保険料払込免除特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 健康還付特則は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・診断給付金の支払額により異なります。
- ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。また、診断給付金の支払額によっては解約返戻金が多くなる場合もあります。
- 特則のみの解約はできません。

8 特約の自動更新について

- がん先進医療特約またはがん特定治療保障特約について、保険期間が満了する場合で所定の要件を満たしたときは、ご契約者からのお申し出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。
- 更新後の特約の保険期間は、それぞれ次のとおりです(ただし、東京海上日動あんしん生命の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります)。
 - ・がん先進医療特約…10年
 - ・がん特定治療保障特約…5年
- 特約が更新された場合、保険金・給付金等のお支払い^(※)に関して、90日の不担保期間があらためて適用されることはありません。
(※) 悪性新生物保険料払込免除特則による保険料払込みの免除を含みます。
- 特約が更新された場合、保険金・給付金等のお支払い、保険料払込みの免除および責任開始期については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、保険金・給付金等の支払限度については、更新前後の支払月数、支払回数、支払額等を通算して適用します。
- 更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します(通常、更新後の保険料は更新前より高くなります)。
- 更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されます。

9 契約者配当について

この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

10 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

11 ご留意いただきたい点について

- 「免責事由に該当した場合」、「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取消の場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- 実際のご契約内容(保険期間・給付金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書・お手続き画面等の該当箇所をご確認ください。
- 三菱UFJ銀行では、超保険^(※)のお取り扱いはしておりません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。
(※) 「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。くわしくは、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回やご契約の解除)ができます

- お申込者またはご契約者は、「**ご契約のお申込日**」または「**第1回保険料の領収日(指定口座に着金した日。第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みいただいた場合は、東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した日)**」のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、**郵便または東京海上日動あんしん生命ホームページ**でクーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しします。
- 東京海上日動あんしん生命が指定した医師の診査が終了した場合や債務履行の担保のための保険契約の場合等は、クーリング・オフができません。

〈クーリング・オフのお申し出方法〉

- クーリング・オフのお申し出は郵便または東京海上日動あんしん生命ホームページで行うことができます。**【郵便でお申し出いただく方法】**
 - ・ご記入例にしたがって下記住所宛に郵送してください。
 - ・クーリング・オフは**書面の発信時(郵便の消印日付)**に効力が生じます。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号
東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。

②申込人(契約者) 安心 太郎(アンシン タロウ)

③住所 東京都××区〇〇〇〇

④電話番号 03-****-****

⑤証券番号 XXXXXXXXXXXX

⑥取扱者/代理店 △△保険サービス

⑦保険料 □□□□円

⑧返金先口座 〇〇銀行xx支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人 アンシン タロウ

⑨クーリング・オフの理由(任意でご記入ください。)

お申込者(ご契約者)
ご自身で署名ください。

⑦と⑧はすでに保険料をお払い込みいただいた場合のみ、ご記入ください。またご契約者本人名義の口座に限ります。

【東京海上日動あんしん生命ホームページでお申し出いただく方法】

- ・東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)にお申出フォームを用意していますので、入力要領にしたがってお申し出ください。クーリング・オフは**入力内容の送信時**に効力が生じます。
- ・お申出フォームは、東京海上日動あんしん生命ホームページから「クーリング・オフ」で検索いただくか、「お客様への重要なお知らせ」等から遷移することができます。

〈クーリング・オフに関するご注意〉

- クーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフのお申し出の際に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、そのお申し出の際に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、**健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。**

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で東京海上日動あんしん生命がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、東京海上日動あんしん生命指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、**保険販売資格をもつ募集人(三菱UFJ銀行の担当者)に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

傷病歴等がある方へのお引き受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、**ご契約を特別な条件付(特定部位の不担保、特定障害不担保等)でお引き受けすることや、お断りすることもあります。**お申し込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申し込みいただく場合とお引受条件が異なることがあります。

告知の内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

〈告知義務違反になると、どうなるの?〉

- 告知いただくことからは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期または復活日から2年以内であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」として**ご契約または特約を解除することがあります。**
- 保険期間の始期または復活日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

〈保険金・給付金等のお支払いへの影響は?〉

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行うことはできません**(*)。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
- (*)ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

〈告知義務違反の内容が特に重大な場合は?〉

- **告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取り消しを理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

〈責任開始期の前日までがんと診断確定されていた場合は?〉

- 責任開始期(復活の場合は、復活日と失効前の責任開始日のいずれか遅い日)の前日までがんと診断確定されていた場合(ご契約または復活の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがんを除きます)は、ご契約は無効となり、**保険金・給付金等をお支払いできません。**また、告知前にがんと診断確定されていたことをご契約者または被保険者が知っていた場合は、すでにお払い込みいただいた保険料は**お返しいたしません。**この場合、解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

ご契約内容の確認について

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申し込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払い込みの免除のご請求の際、**ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。**

3 保障は保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日に開始します

- お申し込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引き受けすることを決定)した場合、第1回保険料の払込方法に応じて、保険期間の始期は以下になります。**なお、保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)とします。**

第1回保険料の払込方法	保険期間の始期
①東京海上日動あんしん生命の指定口座にお振り込みされる場合	「指定口座に着金した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時
②クレジットカードによりお払い込みされる場合	「東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時

- 保険料払込みの免除(*)については、上記にかかわらず保険期間の始期を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。
(*)悪性新生物保険料払込免除特則による保険料払込みの免除を除きます。
- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

4 第2回以後の保険料は、払込期月内にお払い込みください

- 払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。**なお、この保険には自動振替貸付はありません。**

	払込期月(保険料をお払い込みいただく月)	払込猶予期間
月 払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで

- 払込猶予期間内にお払い込みがないと、**ご契約は失効します(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります)。**
- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知(または診査)と、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお払い込みが必要となります。ただし、**健康状態などによっては復活できない場合があります(*)。**復活の際の責任開始期等は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
(*)復活の手続きをされるまでにがんと診断確定されたときは、東京海上日動あんしん生命が特に認める場合を除き、復活できません。

5 保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払い込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除ができません。**

- 責任開始期の前日までにながんと診断確定され、ご契約が無効となった場合
- 免責事由に該当した場合
(例：ご契約者・被保険者の故意または重大な過失により保険料払込みの免除事由に該当したとき など)
- 保険料払込みの免除について、疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合(ただし、ご契約の際の告知等により東京海上日動あんしん生命がその事実を知っていた場合等には、保険料の払込みを免除できることがあります)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込みいただいた保険料はお返しいたしません)
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
(例：保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合

6 解約の際にはご注意ください

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なります。
- **主契約の基本保障部分および付加される特約・悪性新生物保険料払込免除特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
- 健康還付特則は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・診断給付金の支払額により異なります。**診断給付金の支払額によっては、解約返戻金がまったくない場合もあります。**
- 特則のみの解約はできません。

7 生命保険会社が破綻した場合等には、 保険金額・給付金額等が削減されることがあります

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、**保険金額・給付金額等が削減されることがあります。**
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の**保険金額・給付金額等が削減されることがあります。**
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
(お問い合わせ先)生命保険契約者保護機構
TEL:03-3286-2820
[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 ご契約の乗り換えはお客さまにとって 不利益になることがあります

保険契約の乗り換え(現在ご契約の保険商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - ・解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項
 - ・新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、**特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります**(保険種類によっては、告知義務がない場合があります)。
また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
(※)告知義務についての詳細は **P.18「②最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください」**をご参照ください。
 - ・新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、**保険金・給付金等のお支払いができません**(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません)。
 - ・新たな保険契約が次のいずれかに該当する場合、改めて不担保期間が適用されるため、責任開始期まで一定の期間を要する場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、保障のない期間が発生します。
 - ・がんを保障する主契約・特約：保険期間の始期から90日間を不担保期間とします。
 - ・介護年金保険(無解約返戻金型)(付加される特約を含みます)：契約日から1年間を不担保期間とします。
 - ・新たな保険契約のお引き受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。
- その他のご注意事項
 - ・保険契約の乗り換えにあたっては、以上の内容に加えて、特に次の点にご注意ください。
 - ・現在のご契約と新たなご契約とで保障内容等が異なる場合があります。
 - ・保険料だけでなく、保障内容等のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保障内容等については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」、「保険証券」等により全般的にご確認ください。

9 税務のお取り扱いについて

- お払い込みいただく保険料は、その年の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。
(所得税の介護医療保険料控除額) (住民税の介護医療保険料控除額)

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額	年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
80,000 円超	一律 40,000 円	56,000 円超	一律 28,000 円

一般の生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の控除限度額の合計は、所得税が120,000円、住民税が70,000円となります。
- 保険料の一部は、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象外となります。
生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となる保険料は、がん診断保険(無解約返戻金型)の基本保障部分の保険料相当額となります。実際の生命保険料控除額は東京海上日動あんしん生命からご案内する生命保険料控除証明書にてご確認ください。
- 診断給付金等をお受け取りになる場合
診断給付金等の受取人が以下のいずれかに該当するときは、全額非課税扱となります。
 - ・被保険者
 - ・被保険者の配偶者もしくは直系血族
 - ・被保険者と生計を一にするその他の親族
- 健康還付給付金をお受け取りになる場合
契約者=受取人となるため、健康還付給付金は一時所得として所得税および住民税の対象となります。
(2024年1月現在の税制に基づく一般的なお取り扱いについて記載しています。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署にご相談ください。)

10 保険金・給付金等の請求の際はすみやかにご連絡ください

- 保険金・給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり・約款」、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に記載していますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要があります。保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに東京海上日動あんしん生命保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命 保険金請求のお問い合わせ先

保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます)

保険金・給付金等のご請求に関するご連絡は、
東京海上日動あんしん生命ホームページでも受け付けています。

- 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、受取人の代理人としてご請求いただくことができます。また、健康還付給付金および保険料払込みの免除についても、被保険者であるご契約者がご請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- 保険金・給付金等のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- がん特定治療保障特約の場合、給付金のお支払対象となる診療を受けることとなったときは、あらかじめ東京海上日動あんしん生命にご連絡いただくとともに、東京海上日動あんしん生命の求めに応じて診断書その他必要な書類を提出してください。
東京海上日動あんしん生命は、上記の連絡を受けた場合、被保険者の同意を得て、診療に用いる医薬品の購入費等について、病院等と交渉を行うことがあります。この場合、ご契約者、被保険者および給付金受取人は東京海上日動あんしん生命の行う交渉に協力してください。

11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください

- ご契約のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命 カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます)

- 東京海上日動あんしん生命へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。お客さまのご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

東京海上日動あんしん生命 お客様相談コーナー

 **0120-630-077**

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人 生命保険協会 ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

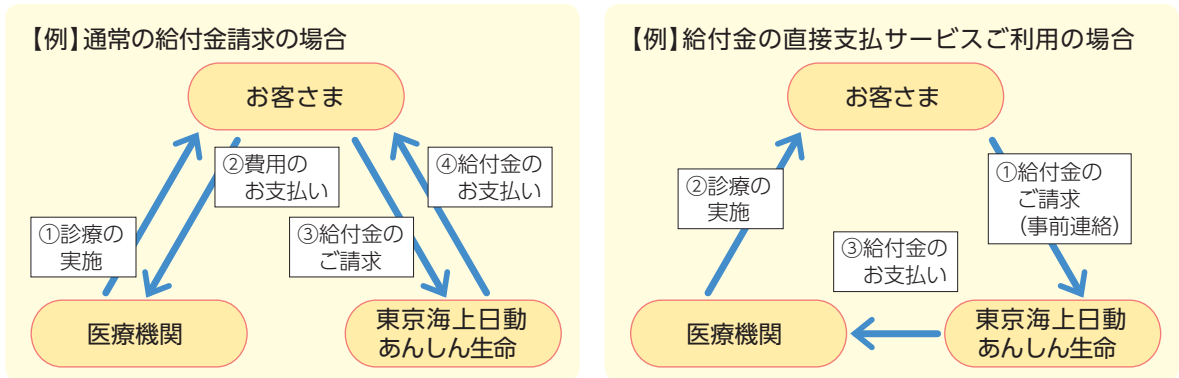
12 上記のほか、ご注意いただきたいこと

- がん診断保険Rは、健康還付給付金支払日に被保険者が生存している場合に、健康還付給付金支払対象期間中の既払込保険料相当額から、健康還付給付金支払対象期間中にお支払事由が生じた診断給付金のお支払額を差し引いた金額を、健康還付給付金としてお支払いします。
このため、次のような点についてあらかじめご了承ください。
 - ご契約者(ご契約者と被保険者が同一人の場合の指定代理請求人等を含みます)は、健康還付給付金をご請求することにより、その結果として、健康還付給付金のお支払いの有無およびお支払額に応じて、**被保険者のがんの罹患の有無等を知ることとなる可能性があります。**
 - 診断給付金を代理請求人にお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしませんので、ご契約者と被保険者が同一人である場合、ご契約者が健康還付給付金をご請求されたときは、その結果として、**被保険者であるご契約者ががんの罹患の有無等を知ることとなる可能性があります。**
- 東京海上日動あんしん生命の個人情報の取り扱いについて、詳しくは **P.27** 「その他の重要事項」の「個人情報の取扱いに関するご案内」をご参照ください。また、保険金・給付金等の代理請求について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

13 東京海上日動あんしん生命から医療機関に給付金を直接お支払いできるサービスがあります (がん特定治療保障特約・がん先進医療特約)

給付金の直接支払サービスとは

- 給付金の直接支払サービスとは、東京海上日動あんしん生命が提携する医療機関で診療を受けられた場合に、給付金受取人からのお申し出により、医療機関に対して給付金を直接お支払いするものです。
- 給付金の直接支払サービスを利用される場合、サービスの対象となる診療費について、お客さまが一時的に負担することなく、医療機関で診療を受けることができます。



給付金の直接支払サービスの対象範囲

- 給付金の直接支払サービスは、東京海上日動あんしん生命が提携する医療機関で次の特約の対象となる所定の診療を受けられたときにご利用いただけます。

特約	対象となる診療 ^(※1)	給付金のお支払額	お支払いの限度額
がん特定治療保障特約	・評価療養(先進医療を除きます) ・患者申出療養 ・自由診療(所定の病院で行われる場合に限りま) ^(※2)	診療にかかわる費用と同額 ^(※3)	保険期間を通じて1億円 ^(※4)
がん先進医療特約	・先進医療(重粒子線治療・陽子線治療に限りま)(2024年1月現在))	先進医療にかかわる技術料と同額	保険期間を通じて2,000万円

(※1)評価療養・患者申出療養・所定の病院で行われる自由診療は、療養を適切に実施するための施設基準等が法令等によって定められています。その他給付金のお支払内容の詳細は、「契約概要」および「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

(※2)自由診療とは、公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいいます。

(※3)公的医療保険制度の給付対象となる費用(一部負担金を含みます)、差額ベッド代、先進医療の技術料、遺伝子パネル検査費用等は対象となりません。

(※4)医薬品に係る費用については、保険期間を通じたお支払いの限度額の内枠で、お支払いの限度額が設定されています。

- 給付金の直接支払サービスの対象となる医療機関については、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご確認ください^(※5)。

(※5)対象となる医療機関は変更となる可能性がありますので、診療を受けられる前に最新の医療機関をご確認ください。

- **給付金の直接支払サービスは、東京海上日動あんしん生命所定のお取扱条件^(※6)を満たす必要があります。**診療を受けられる前に東京海上日動あんしん生命保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

(※6)お取扱条件等の詳細は、東京海上日動あんしん生命ホームページでご確認いただけます。

給付金の直接支払サービスのご利用にあたってご注意いただきたいこと

- 給付金の直接支払サービスは、給付金をお支払いできる場合に限りご利用いただけます。次のような場合は、**給付金の直接支払サービスをご利用いただけません**。この場合、公的医療保険制度等により給付対象となる費用等を除き、診療にかかわる費用はお客さまの自己負担となります。

【例】給付金の直接支払サービスをご利用いただけない場合

- ・診療を受けられる時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合
- ・給付金のお支払対象とならない費用を負担された場合や、負担された費用が給付金のお支払限度額を超える場合
- ・厚生労働大臣による指定・承認が取り消されたことにより給付金のお支払対象となる病院でなくなっている場合

上記のほか、東京海上日動あんしん生命所定のお取扱条件を満たさない場合も、給付金の直接支払サービスをご利用いただけません。この場合、給付金のお支払いは診療を受けた後となり、それまでの間、お客さまが医療機関に支払う費用をご用意いただくことが必要となる場合があります。

- 給付金の直接支払サービスは、給付金受取人からのお申し出に応じてお取り扱いします。(サービスを利用せず、お客さま自身で給付金をお受け取りいただくことも可能です。)
- 給付金の直接支払サービスを利用される場合、東京海上日動あんしん生命は被保険者の同意を得て、被保険者の病状や診療内容等について、提携する医療機関に直接照会したり、提携する医療機関から必要書類の提出を直接受けることがあります。
- 法令等の改正により医療制度に変更が生じたり、厚生労働大臣による病院の指定・承認が取り消されるなどの場合は、将来予告なく、給付金の直接支払サービスの対象となる診療の範囲やお取扱条件等について変更を行ったり、対象となる病院を紹介できなくなるなどがあります。
- 給付金の直接支払サービスの対象となる医療機関およびお取扱条件等は、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に掲載しています。東京海上日動あんしん生命のホームページから「提携病院」で検索いただくか、または「お客様への重要なお知らせ」等からご確認ください。
- 給付金の直接支払サービスのご利用にあたっては、診療を受けられる前に東京海上日動あんしん生命保険金請求受付専用ダイヤルにご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命
保険金請求受付専用ダイヤル

0120-536-338
受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます)

その他の重要事項

お申し込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申し込みください。

個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ(*)各社は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- | | |
|---|--|
| ①保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること | ③保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること |
| ②保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること | ④再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること |

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、**当社ホームページ**(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

(*)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、**当社ホームページ**(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

契約内容登録制度・契約内容照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約等のお引受けの判断または保険金・給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

【2024年3月31日以前の登録事項】

- 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- 入院給付金の種類および日額
- 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- 取扱会社名

【2024年4月1日以降の登録事項】

- 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- 普通死亡保険金の金額
- 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- 災害死亡保険金の金額
- がん給付金の一時金額
- 就業不能保障給付金の月額
- 先進医療保障給付の件数
- 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- 取扱会社名

(※) 詳細は「ご契約のしおり」または東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご確認ください。

支払査定時照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等(*)とともに、保険金・給付金等のお支払い等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等(*)の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。
 - 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
 - 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
 - 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法(*) 各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。



Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について

Web約款の特長

- 「Web約款」とは、インターネットにより閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。
- パソコン等で閲覧することができますので、冊子として保管する必要はなく、紛失の心配もありません。
- 読みやすいサイズに文字を拡大したり、検索機能を利用して読みたい箇所を探すことができます。

Web約款の閲覧方法

STEP 1

以下のいずれかの方法で「Web約款」の掲載ページにアクセスしてください。

- 右記の画像を読み取ってください。



- 以下のURLを入力してください。

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kinyu/mufg/>

- 「あんしん生命 Web約款」で検索のうえ、該当の金融機関のページに進んでください。

※東京海上日動あんしん生命ホームページのトップページから

Web約款 をクリックいただくことで参照できます。

STEP 2

〈ご契約前にご覧いただく場合〉

＜お申込みをご検討中のお客様＞を選択した後、該当する「保険種類」を選択してください。

〈ご契約後にご覧いただく場合〉

＜ご契約中のお客様＞を選択した後、該当する「保険種類」および「ご契約日」(*)を選択してください。

(*)ご契約日は保険証券でご確認いただくことができます。

＜閲覧の際のご留意事項＞

- 「ご契約のしおり・約款」を閲覧・保存する際にかかる通信料は、お客さまのご負担となります。
- 「ご契約のしおり・約款」は保存・印刷することができますが、お客さまのインターネットの接続状況や使用する端末によっては、保存や印刷に時間がかかることがあります。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことごらを記載したものですので、必ずご一読いただき、お申し込みください。なお、「ご契約のしおり・約款」について冊子をご希望される場合は、お申し込み時に申込書またはお手続き画面の冊子ご希望欄を選択してください。後日、保険契約者さまへお送りいたします。※お申し込み後に「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は下記カスタマーセンターまでご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター



0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます)

がんリスク検査優待サービス

提供：株式会社ウェルネス医療情報センター、Craif株式会社

ご契約者・被保険者
およびそのご家族向け
優待
割引

- 尿を用いた「がんリスク検査」を、提携医療機関にて、通常料金^(※1)より約5%～15%割引となる優待料金^(※2)でご利用いただけます。
- 医師から検査結果をご返却しますので、「リスクが高い」との検査結果の場合にも、スムーズに医師によるアフターフォローを受けられます。

- 対象のがんの部位：卵巣がん（順次拡大予定）

(※1)通常料金はおおそ3万円～4万円です。

(割引前の価格です。料金は医療機関により異なります。)

(※2)医療機関によっては、割引が適用されない場合もあります。

0120-633-877

受付時間 平日9:30～17:30

(土曜・日曜・祝日、8/12～8/16、
12/29～1/5は休業となります。)

検査の
流れ

電話で検査予約

医療機関で受診
(採尿)

全国で受診可能

分析

結果を医療機関で
フィードバック

医師から結果を受ける

がんの疑いが
ある場合

フォローも充実

サービスの開始日や提供医療機関等の詳細は、
専用ホームページにてご確認ください。

専用ホームページ

[https://www7.tmn-anshin.co.jp/
service/cancer/index.html](https://www7.tmn-anshin.co.jp/service/cancer/index.html)



東京海上日動あんしん生命からのフォロー体制

- 「メディカルアシスト」で検査結果等のお悩み電話相談が可能
- 「人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス」がご利用可能
- 紹介状があれば、「がん精密検査予約サービス」がご利用可能

サービス利用にあたってのご注意点

・責任開始前にがんと診断確定されていた場合、ご契約は無効となりますが、がんリスク検査の結果のみで、東京海上日動あんしん生命がご契約を無効にすることや診断給付金のお支払いをすることはありません。

・本検査は、がんのリスクを評価するものであり、がんの診断を行う検査ではありません。本検査の結果で「がんのリスクが低いと判定された方」でも、がんに罹患していないとは言い切れません。また、「がんのリスクが高いと判定された方」でも、必ずしもがんに罹患していることを示すものではありません。

・本検査は医療行為に該当するものではありません。本検査により得られる情報は、医師による診断に置き換えられるものでも、補充するものでもありません。医師その他の専門家の指導があるときは当該指導にしたがってください。

Medical Note for 東京海上グループ

提供：株式会社メディカルノート

WEB
サービス

被保険者向け

無料

- 専用ホームページで専門医監修の信頼できる医療情報をご提供します。

ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。
専用ホームページの注意事項もご確認ください。

専用ホームページ

<https://www.medicalnote-tm.jp/signup>



例えばこんなときに…

病気に関する疑問の解消をサポートします

がんと診断され、主治医から複数の治療方法について説明を受けたが、決められない。
別の医師の意見も聞きたい…

セカンドオピニオン予約サービス

各分野で専門的な医療を提供している病院から
選んで予約^(※3)ができます。

自治体で受けたがん検診の結果が
「疑いあり」「要精密検査」だった。
精密検査は専門的な病院で受けたいな…

がん精密検査予約サービス

専門的な医療を提供している病院から
選んで受診の予約^(※3)ができます。

医師・病院受診予約サービス

各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から
選んで受診の予約^(※3)ができます。

オンライン医療相談サービス

気になる症状をWebで気軽に医師・看護師に相談できます。

病気・症状辞典サービス

症状ごとの受診の目安等、専門医監修の信頼できる医療
情報や病気・治療解説等を調べられます。

(※3)予約の際は紹介状が必要となります。予約可能な病院等は専用ホームページをご確認ください。なお、予約可能な病院等は順次
拡大予定です。

あんしん生命のお客さまへの
特別なサービス

ご契約者さま・被保険者さまおよびそのご親族
(配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族)の方がご利用いただけます。

無料

2024年3月1日現在

サービス名

サービス内容

連絡先

日常の健康管理、
病気の早期発見に

人間ドック・
脳ドック・
がんPET検診
優待サービス

人間ドック・脳ドック・がんPET検診を実施する全国の提携医療施設の中から
お客さまのご希望に沿った施設のご紹介と予約を行います。当社のお客さま
向け優待割引料金で受診することができます。

※医療機関・検診内容によっては割引が適用されない場合があります。
※人間ドック費用・脳ドック費用・がんPET検診費用はお客さまのご負担と
なります。

0120
-633-877

<受付時間> 9:30～17:30
(土・日・祝日、8/12～16、
12/29～1/5を除く)

おからだの悩みがあったら

メディカル
アシスト

●緊急医療相談／一般の健康相談

救急救命センターに勤務する現役の救急専門医と、豊富な臨床経験を有した
看護師が、24時間365日「常駐」し、突然の発病やケガ、日常のおからだの
お悩みなどについて電話で的確にアドバイスします。

●医療機関案内

夜間・休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関、女性
医師のいる病院など、全国57万件のデータベースからお客さまのご要望
に応じた医療機関を電話でご案内します。

●予約制専門医相談 (事前予約制)

「病院に行く前に相談したい」「治療を続けているが不安がある」など、
日頃のおからだの不調やお悩みに関して、様々な分野で高度な知識を
有する専門医が電話でアドバイスします。

●転院・患者移送手配

出張先などで急遽入院した救急病院から、ご自宅近くの病院に転院するとき
など、民間救急車や航空機特殊搭乗手続など一連の手配を代行します。
※転院などの実費はお客さま負担となります。

0120
-363-992

<24時間・365日>

日常生活の
様々なサポートに

デイリー
サポート

●法律・税務に関するご相談

身のまわりの法律や税金に関するご相談に、提携の弁護士等が電話でお応え
します。

●社会保険に関するご相談

公的年金などの社会保険に関するご相談に、提携の社会保険労務士等が
電話でお応えします。

●暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報、マナー・冠婚に関する情報、各種スクール情報など、
暮らしに役立つさまざまな情報を電話でご提供します。

0120
-285-110

<受付時間>

法律 10:00～18:00

税務 14:00～16:00

社会保険 10:00～18:00

暮らし 10:00～16:00

土・日・祝日、年末年始を除く

がん
と
診断
され
たら

がん専用
相談窓口

がんに関するさまざまなお悩みに、大学病院の教授・准教授クラスを中心とした、
経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーが電話でお応えします。
がんと闘う患者様とご家族の心の問題にも対応します。(事前予約制)

がんお悩み訪問
相談サービス

ご契約者さま・被保険者さまががんと診断された場合に、専門の相談員が
訪問し、お悩みをおうかがいします。不安やお悩みの原因について一緒に考え、
お役に立てるような情報やツールをご提供します。(事前予約制)

0120
-363-992

<24時間・365日>

介護
のお
悩みに

介護アシスト

●電話介護相談

社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や
利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症
への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

●各種サービスの優待紹介

高齢者の生活を支える各種サービス(家事代行など)を優待条件でご利用
いただける事業者をご紹介します。サービスのご利用に係る費用は
お客さまのご負担となります。

●インターネットによる介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」(<https://www.kaigonw.ne.jp/>)を
通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報を
提供します。

0120
-428-834

<受付時間>

9:00～17:00

土・日・祝日、年末年始を除く

※各サービスは予告なく変更・終了となる場合があります。各サービスは東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。

あんしん生命は保険金・給付金のお支払いだけでなく、病気の予防・早期発見から罹患後、
日常生活のサポートまで総合的にお客さまにお役に立つ保険会社を目指しています。